

年金受給者が 亡くなったときは届出を！

年金の受給者が亡くなったときは、戸籍の届出とは別に14日以内に「**年金受給権者死亡届**」を届け出なければなりません。

年金は亡くなった月の分まで受け取ることができます。まだ受け取っていない年金があるときは、遺族のかたが受け取ることができます。

●受け取れる遺族のかた

- ・亡くなったかたと生計を同じくしていた配偶者や子・父母など
(詳しくは手続きの際、下記までお問い合わせください。配偶者や子については、遺族給付も請求できる場合があります。)

※届出が遅れると年金を多く受け取ることになり、返納金が発生する場合がありますのでご注意ください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560
町民生活課(②番窓口) ☎62-1232

小規模契約希望者登録制度

この制度は、町内小規模事業者の受注拡大を目的にしており、登録業者を対象に、町が行う最大130万円までの修繕工事などの発注を行います。

住宅リフォーム資金助成金の対象要件にもなっていますので、登録されるかたを下記のとおり募集します。

募集期間 2月1日(水)～28日(火)
※上記期間内に申請した場合、4月1日から登録となります。期間終了後も随時受け付けます。

対 象 事業所が町内にあり代表者が町内にお住まいのかたで以下の項目に該当しないかた
①成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ないかた
②町指名競争入札参加選定業者名簿に登載されているかた
③希望業種を履行するために必要な資格、許可などを有しないかた

提出書類 ①皆野町小規模契約希望者登録申請書
②資格免許証の写し

問合せ 産業観光課(⑧番窓口) ☎62-1462

新型コロナウイルス感染症 “自宅療養者支援の変更について”

町では、現在新型コロナウイルス感染症で自宅療養中のかたに食料支援を行なっています。濃厚接触者の行動制限が緩和されていることなどを鑑み、2月16日(木)からは、ひとり暮らしなどで買い物に行けないなど食料品の調達が困難なかたを対象とします。なお、食料品の配達希望は、福祉課へお申し出ください。

65歳以上や基礎疾患があるかたなど、重症化リスクのあるかたに対しての県のパルスオキシメーター貸し出しは引き続き行なっていきます。

行動制限などの詳細は県ホームページをご確認ください。



〈県ホームページ〉

問合せ 福祉課(④番窓口) ☎62-1233